

〔事案 25-82〕 解約手続遡及請求

・平成 26 年 2 月 13 日 裁定不調

<事案の概要>

転換契約が無効になった結果、転換前契約を転換時点にさかのぼって解約し、転換後契約の既払込保険料を返還することを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 3 月に契約した終身保険①を、平成 10 年 7 月に終身保険②に契約転換し、終身保険②を平成 19 年 2 月に終身保険③に契約転換した。契約に際し、「自分の同意なく行われたものである」ことを申し出ると、保険会社は、終身保険①から終身保険②への契約転換、終身保険②から終身保険③への契約転換の無効を認めたが、それに伴い、終身保険①が復旧する結果、終身保険②および③の既払込保険料を、終身保険①の平成 10 年 7 月分以降の未払保険料に充当すると主張している。しかしながら、終身保険②と③を無効とすれば、終身保険①は、平成 10 年 7 月の転換契約時点で解約となるのが当然であるので、無効が認められた終身保険②および③の既払込保険料全額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 終身保険①は、無効となった転換以降も有効に継続することになり、当社は申立人に対し、終身保険①にもとづく保障債務を負い、契約上の債務を負っている以上、当社は、終身保険①の保険料の支払請求権を有しており、転換後契約（終身保険②、③）にもとづき払い込まれた保険料の全額を終身保険①の保険料に充当することにより未払保険料の支払いを受けたものである。
- (2) 仮に、無効となった転換以降、申立人が疾病等を理由に支払事由に該当していた場合、当社は申立人に対して保険金・給付金を支払うこととなる。契約者は保障に応じた保険料を支払う義務があり、申立人が対価の支払いなしに契約上の利益を享受することは、他契約者間の公正性を著しく害するものである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 申立人と保険会社との間の法律関係について

- (1) 終身保険②および終身保険③への契約転換が無効と認められると、終身保険②および③が初めから成立していなかったことになる結果、申立人から支払われた終身保険②および③の既払込保険料は「法律上の原因」のない利得（不当利得）となるので（民法 703 条）、申立人は保険会社に対し、既払込保険料相当額の不当利得請求権を有することになる。
- (2) しかし、契約転換制度は民法上の「更改」に類似の制度と考えられており、新債務（終身保険②および③）が成立しないときは、契約転換は効力を生ぜず、旧債務（終身保険①）は消滅しない。したがって、法律的には、終身保険①が遡及的に復活し、継続することに

なり、申立人は終身保険①の保険料支払債務を負うこととなる。

2. 不当利得返還請求権と未払保険料返還請求権との相殺

(1) 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる（民法 505 条 1 項）。

(2) 本件では、保険会社が申立人に対し、平成 25 年 8 月付通知書により行った、本件充当の意思表示が、相殺の意思表示を行ったものと認められる。法的性質が「相殺」と認められる以上、その効果として、申立人が保険会社に対して有する既払込保険料相当額の不当利得返還請求権は、保険会社が申立人に対して有する終身保険①の保険料支払請求権と対当額の範囲内で消滅することになる。その結果、申立人の請求はその差額の限度で認められることになる。